

府警あんぜん広場

令和2年
11月

第148号

府警の情報をお知らせするページです。
日々の生活にお役立てください。

府警公式
ホームページ



府警公式
Facebook



「犯罪被害者週間」 11月25日～12月1日

社会全体で被害者や

そのご家族を支えましょう



被害者やそのご家族には、

- ◎ 被害による精神的ショックや身体の不調
 - ◎ 通院・医療費の負担
 - ◎ 捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担
 - ◎ 周囲の心ない言葉やマスキミの取材などによるストレス
- などさまざま問題が起こります。このような状況を知り、一人ひとりが痛みについて考えることが大切です。再び平穏な生活に戻れるよう、皆さまのご理解をお願いします。

犯罪被害に遭われた方へ

- ◎ 犯罪被害に遭われた方の精神的・経済的負担の軽減を図るため
 - ◎ 犯罪被害給付金制度…国が犯罪被害給付金を支給
 - ◎ 公費負担制度…身体犯における初診料・診断書料など、性犯罪における初回処置料などを公費で負担
 - ◎ カウンセリング制度…心理カウンセラーによるカウンセリングを実施
- などいろいろな制度があります。詳しくは、警察本部犯罪被害者支援室または警察署にお問い合わせください。

●性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」(24時間受付)

☎0120・8103・39 または ☎#8103



「女性に対する暴力をなくす運動」期間 11月12日～25日

DV・ストーカー行為で

お悩みの方へ



DVとは

配偶者や交際相手などのパートナーから受ける身体的暴力、心理的暴力、性的暴力など、形態はさまざまです。

ストーカー行為とは

- 特定の人に対する好意の感情などを満たす目的で
- ◎ つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け、うるつき
 - ◎ 監視していると伝える行為
 - ◎ 面会、交際などの要求
 - ◎ 乱暴な言動
 - ◎ 無言電話、連続した電話、SNSメッセージなど
 - ◎ 汚物の送付
 - ◎ 名誉を傷つける
 - ◎ 性的羞恥心を傷つける
- などの行為を繰り返して行うことです。
- DVやストーカー行為は、対応が遅れば重大な結果を招きかねません。一人で悩まず、まずはご相談ください。

●警察総合相談室

☎#9110(075・451・9111)

●京都ストーカー相談支援センター

☎075・415・1124(24時間受付)

●京都府家庭支援総合センター

☎075・531・9910(DV相談専用・9時～20時)



京都府警察
スローガン

千年を守る 未来を創る

京都府警察本部広報応接課
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入
☎075-451-9111(代)